

高知大学工学部附属水熱化学実験所規則

平成29年2月27日
規則第70号

(規則の趣旨)

第1条 高知大学工学部附属水熱化学実験所（以下「水熱化学実験所」という。）については、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 水熱化学実験所は、主として高温、高圧の水が関与する物質の挙動について研究を行い、あわせて学生の実験実習に供することを目的とする。

(所長)

第3条 水熱化学実験所に、所長を置く。

- 2 所長は、工学部に専任担当として配置された教授又は准教授のうちから、工学部長が指名し、学長が任命する。
- 3 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長は、水熱化学実験所の業務を掌理する。

(設備の利用)

第4条 所長は、必要があると認めるときは、その設備に関連する研究のため利用させることができる。

(運営の細目)

第5条 この規則の定めるもののほか、水熱化学実験所の運営に関し必要な事項は、工学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「初代理工学部長の選考等について」（平成28年10月26日第277回役員会決定）により選考され、この規則の施行の日に任命される工学部附属水熱化学実験所長は、この規則により任命されたものとみなす。
- 3 前項の所長の任期については、第3条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。